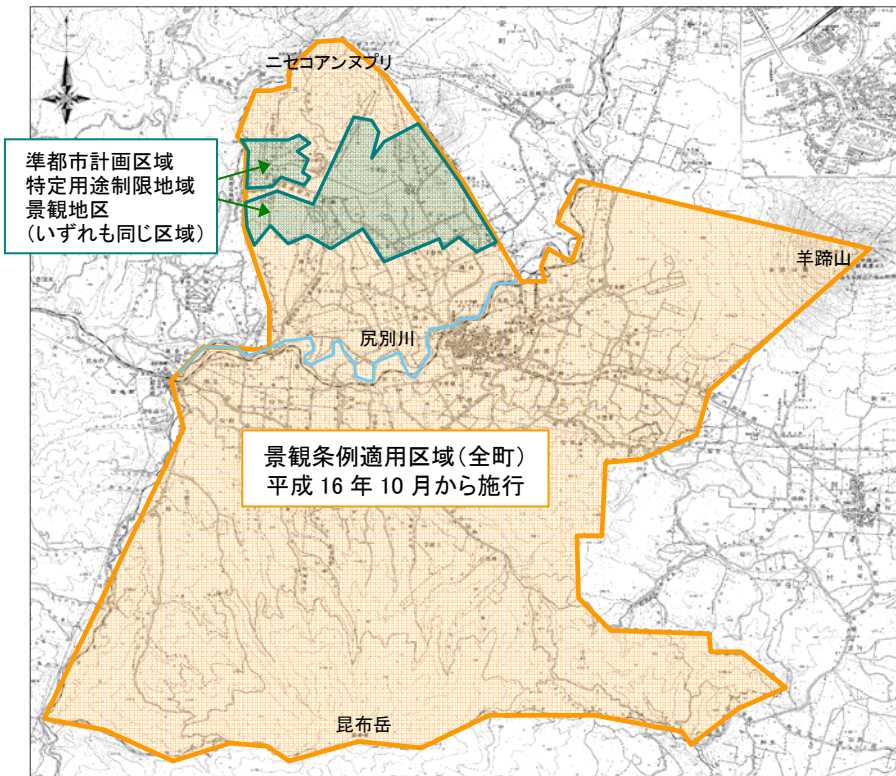


ニセコ町景観条例・施行規則の改正の概要

- 1 改正概要 準都市計画の施行（平成 21 年 3 月 6 日）、特定用途制限地域と景観地区の指定（予定）にあわせ、これと景観条例上の手続きや適用基準との整合を図るため、条例と施行規則を一部改正するものです。
- 2 改正点
- ① 特定用途制限地域及び景観地区における他の法令による建築等制限の規定を追加【条例第 8 条】（あわせて用語定義の追加【条例第 2 条】）
 - ② 開発事業者と町が開発協議を終える期日の変更【条例第 28 条、施行規則第 20 条】
（改正前）事業開始の 30 日前まで
（改正後）建築確認申請又は開発行為許可申請が必要な場合→その申請前まで
上記以外→事業開始の 30 日前まで
 - ③ 景観地区における開発行為に係る開発協議が必要な規模の変更【条例第 28 条】
（改正前）開発面積 5,000 m²超
（改正後）開発面積 3,000 m²超
 - ④ 景観地区における建築物は傾斜屋根とするよう努める旨の努力義務規定の追加【施行規則第 20 条】

景観条例適用区域図



＜お問合せ／担当＞ ニセコ町役場 企画課経営企画係
担 当：山本、齊藤
電 話：0136-44-2121 FAX:0136-44-3500
電子メール：kikaku@town.niseko.lg.jp